

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 安倉西1丁目ー①マンホールポンプ設置に伴う  
クラウド型監視通報装置購入

3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内

4 契約期間 契約日～令和6年(2024年)3月31日

5 契約相手方

住所：大阪市北区堂島浜2丁目2番8号 東洋紡ビル4F  
社名：西菱電機株式会社 大阪支社

6 指定根拠・理由

(指定根拠)

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号  
宝塚市水道事業及び下水道事業会計規程第91条

(指定理由)

本案件は、公共下水道(第6工区)安倉尼宝汚水幹線マンホールポンプ設置工事で新たに設置されるマンホールポンプに対してクラウド型監視通報装置を購入するものである。

現在、汚水マンホールポンプのクラウド監視システムは上記契約相手方のシステムを導入しており、同一の者以外の者に設計させた場合、既存のシステム等の使用において、責任体制が不明確になるため。

7. 問い合わせ先

課名：下水道課

内線：4273